

保護者様

麻生田小学校長 阪本 雅弘

## 令和5年度学校指定物品購入及び校則見直し検討委員会の結果について

向春の候 皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本市教育委員会では、「学校指定物品に関する指針」を定め、学校で購入をお願いしている物品に関して、保護者の経済的負担の軽減及び業者選定の透明性の確保並びに受注機会の公平性を図っています。本指針においては、各学校で検討委員会を設置し、学校指定物品に関して広く検討することや意見の聴取を行うことが規定されています。

また、校則・生徒指導につきましても、校則が児童にとって、よりよく成長していくための行動の指針となるように改善されること、また自分たちの決まりは自分たちで作って、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童を育成することを目的とし、校則・生徒指導の見直しに取り組むこと、と定めてあります。校則・生徒指導の決まりについても検討委員会の設置が掲げられており、この度、本校において下記のとおり実施いたしましたので、結果をお知らせいたします。

皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。尚、結果につきましては、後日学校ホームページにも掲載いたします。

## 記

1 期 日 令和6年2月6日（火） 16:00～16:40

2 場 所 麻生田小学校 多目的室

3 参加者 校長（委員長）、教頭、6学年主任、5学年担任、代表児童6年生2人、5年生児童2人  
学校評議員2人、PTA 副会長：計11人

## 4 検討物品及び結果

## (1) 標準服

・**現行の通り**とする。「1年間を通して」（上）白のブラウス・シャツ （下）紺系の半ズボン・スカート  
上記に紺系のベスト・スクールセーター・カーディガンも着用可とする。

※標準服を基本とし、体調や気温に合わせ、本人、保護者の判断でジャンパーや長ズボンなどの防寒着の着用を可とする。

## (2) 体育服

・**現行の通り**とする。（上）白色のシャツ（ライン可） （下）紺のパンツ（クォーターパンツ）

・冬季は、上記に体調や気温に合わせて、長袖シャツ、トレーナーや長ズボン等（動きやすいもの）を着用可。

## (3) 上履き

・**現行の通り**とする。白またはつま先に色が入ったもの。

## (4) 水着

・**現行の通り**とする。スクール水着。（ラッシュガード着用可）

## 5 校則・生徒指導見直し（「麻生田小のくらし」について）

表記における変更点

(1) 2の(5) 体育服も体調や気温に合わせてトレーナーやズボンの着用⇒トレーナーや長ズボンの着用

(2) 2の(7) ゴム（目立たない色）、ピン（目立たないもの）⇒ゴム、ピン

\* 「目立たない色」、「目立たないもの」を削除。